



申告書の発送

各申告書は、1月下旬から2月上旬に発送します。

市県民税の申告書は、昨年度、扶養家族として申請のあった人へは送付しないため、平成23年中に28万円以上所得のあった人は、市税務課へ問い合わせてください。

申告の混雑解消に協力を

●経費、医療費は集計を済ませてきてください。集計が済んでいない人は、集計が終わるまで順番を待つことがあります。

●相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e・Tax)を利用してください。

●次の人は、銚子税務署または青色申告会で申告するか、税理士に依頼してください。

①青色申告の人

②事業、不動産所得がある白色申告者で、収入金額合計が1,000万円以上の人

③土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、山林所得のある人

④雑損控除を受ける人

⑤そのほか、複雑な案件

銚子税務署申告書作成・相談会

源泉徴収票などの書類のほか、印鑑、筆記用具、計算器具を持ってきてください。

期間／2月1日(水)～4月2日(月) ※土・日曜日、祝日を除く。

時間／午前8時30分～午後4時
場所／銚子読売ビル2階(銚子市西芝町475・1)

インターネットで(e・Tax)

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で、所得税

の確定申告や収支計算書が作成できます。作成したデータは、e・Tax(国税電子申告・納税システム)で管轄の税務署へ送信できます。e・Taxでの送信は、電子証明書やICカードリーダーなどが必要です。

問い合わせ先

●所得税の確定申告

銚子税務署

☎0479・22・1571

●市県民税の申告

市税務課課税班

☎62・5321

「税の無料申告相談」

専門家が
疑問を解決!

◆所得税・消費税・事業税・住民税申告書作成相談会

期 日	場 所
2月2日(木)	働く婦人の家

◆税務署の所得税・消費税の出張申告相談会

期 日	場 所
2月22日(水)～24日(金)	市役所本庁特設会場

◆税理士の無料申告相談会

期 日	場 所
2月2日(木)	働く婦人の家

◆所得税の震災関係相談会

期 日	場 所
1月27日(金)、30日(月)	働く婦人の家

(共通事項)

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
※税務署の出張申告相談は午後4時まで

給与支払報告書・源泉徴収票は 1月31日(火)までに提出を

給料、賃金などの支払者は、1月31日までに「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、受給者の住所地の市区町村へ提出してください。また同時に作成された「源泉徴収票(受給者交付用)」を、全ての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署へも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った人や臨時の従業員に賃金などを支払った人も同様です。

市役所本庁での申告会場が変更になりました



※旭二中東側にある駐車場を利用してください。

市県民税の申告と所得税の確定申告 正しい申告と早めの提出を

— 受け付けは2月16日(木)～3月15日(木) —

気を付けて！ 各支所での受け付けが指定日だけになりました

受付時間／午前8時30分～正午、午後1時～5時

◆2月

○印…指定日

場 所	16日 (木)	17日 (金)	18日 (土)	19日 (日)	20日 (月)	21日 (火)	22日 (水)	23日 (木)	24日 (金)	25日 (土)	26日 (日)	27日 (月)	28日 (火)	29日 (水)
市役所本庁 特設会場	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○
海上支所 1階相談室	○	○			○									○
飯岡支所 1階旧税務室						○	○	○						
干潟支所 1階会議室									○			○	○	

◆3月

場 所	1日 (木)	2日 (金)	3日 (土)	4日 (日)	5日 (月)	6日 (火)	7日 (水)	8日 (木)	9日 (金)	10日 (土)	11日 (日)	12日 (月)	13日 (火)	14日 (水)	15日 (木)
市役所本庁 特設会場	○	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○
海上支所 1階相談室	○	○			○										
飯岡支所 1階旧税務室						○	○	○	○						
干潟支所 1階会議室												○	○	○	○

※給与所得者や年金受給者の還付申告に限り、2月9日(木)から市役所本庁特設会場で受け付けます。

税金の申告時期が近づいてきました。準備はもう済み了吗か。今年は、各支所での受け付けが指定日だけになりますので、注意してください。受付日程は左表のとおりです。
住んでいる地域にかかわらず、どの場所でも受け付けできます。早めに準備して、混雑しないうちに申告を済ませましょう。

申告が必要な人

市県民税の申告

今年の1月1日現在、旭市内に住んでいて、平成23年中(1月～12月)に事業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった人
無収入でも申告を

平成23年中、収入がなかった人も、申告書の「前年中所得のなかった方の記入欄」に記入して、提出してください。各種証明書の交付や、国民健康保険税の軽減などに必要な資料となります。

※税務署へ所得税の確定申告書を提出した人、給与所得だけで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人、年金所得だけで、年金保険者から市役所へ年金支払報告書が提出されている人は、市県民税の申告書を提出する必要はありません。

所得税の確定申告

●事業や不動産、年金などの所得がある人で、平成23年中の所得金額が、基礎控除(38万

円)とそのほかの所得控除の合計額を超える人

●給与収入が、2,000万円を超える人

●給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人

※20万円以下でも市県民税の申告は必要です。

●2か所以上から給与を受けている人

●同族会社の役員などで、その会社などから給与所得のほか、貸付金の利子や不動産の使用料の支払いを受けている人

申告のときに必要なもの

①申告書と印鑑

②給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書

③事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿や固定資産税土地家屋課税証明書など

④医療費、社会保険料、寄附金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や証明書など

※国民年金保険料についても証明書の添付が必要です。

⑤前年、確定申告をした人は、申告書の控え



☎…申し込み 問…問い合わせ

ピックアップ 「税情報」

被災者の所得税の軽減など

東日本大震災で、住宅や家財などに損害を受けた人は、所得税の軽減や免除を受けられる場合があります。軽減を受けるには、印鑑と必要書類を持って、税務署で手続きをしてください。

【必要書類】

- ①被害を受けた資産、資産の取得時期・価格が分かるもの(売買契約書、請負契約書など)
- ②被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などが分かるもの(領収書など)
- ③被害を受けたことにより、受け取る保険金や補助金などの金額が分かるもの(支払い通知書など)
- ④り災証明書
- ⑤還付金の振込先の金融機関名

および口座番号が分かるもの
⑥平成22年分確定申告書の控え
⑦平成23年分の所得金額や控除額が分かるもの(源泉徴収票、社会保険料控除証明書など)
申出税務署(☎0479・22・1571)

各届け出も忘れずに！

●償却資産の申告を

工場、事業所、商店などの事業主は、償却資産の申告が必要です。申告書は郵送してあります。忘れずに提出してください。

また東日本大震災で、被害を受けた償却資産に代わるものを、取得または改良した場合、固定資産税が軽減されます。被害を受けたことが分かるものを、申告書と一緒に提出してください。
対象／平成24年1月1日現在で、市内に償却資産を所有する人

提出期限／1月31日(火)まで

提出場所／税務課資産税班、各支所住民室

※償却資産とは、事業に用いる機械、器具、備品などで、固定資産税の課税対象です。なお自動車・軽自動車税の対象となる車両は除きます。

●家を取り壊した場合は

「滅失届」を提出してください。届け出がないと、平成24年度も固定資産税が掛かる場合があります。

提出場所／税務課資産税班

※滅失登記をした場合は不要。

●早めに手続き「被災者の減免」

東日本大震災により、半壊以上の家は、固定資産税および都市計画税を減免しています。

申請場所／税務課資産税班、各支所住民室

●冷蔵倉庫用建物の所有者は

平成24年度から、非木造の冷蔵倉庫用建物の経過年数(耐用年数が短縮され、固定資産税評価額の計算方法が変わります。この変更に伴い、現地調査が必要です。対象建物を所有している人は、連絡してください。

【対象建物】

- ①木造以外の倉庫用建物である。
- ②倉庫の保管温度が常に摂氏10度以下に保たれている。
- ③主たる用途が冷蔵倉庫である。

申出税務課資産税班(☎62・5323)

入賞おめでとう！ 中学生「税についての作文」

国税庁長官賞



「僕達の生活を支える税金」
馬淵智崇くん(飯岡中・3年)



銚子税務署長賞

「税によって支えられる暮らし」
加瀬遥菜さん(旭二中・3年)

千葉県旭県税事務所長賞

「遠い存在だった税が身近に」
向後 萌さん(旭二中・3年)

千葉県納税貯蓄組合総連合会奨励賞

「一步一步を」

向後佳奈さん(飯岡中・3年)

銚子税務署管内納税貯蓄組合総連合会会長賞

「東日本大震災と税金」

浪川有紗さん(海上中・3年)

「納税と勤労・教育」

増田大祐くん(旭二中・3年)